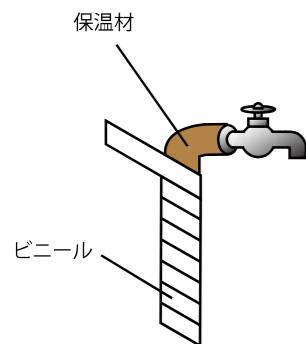


## 水道管も冬じたくを忘れずに



### ●水道管の凍結を防ぐには

水道管や蛇口の部分に保温材を取り付けてください。この保温材には、取り付けの簡単なものも市販されていますが、手近なものとして、布、なわ、フェルトなどがあります。

これらを利用し、水道管や蛇口に巻き付けて、その上からビニールなどを巻いて保温してください。

なお、指定給水装置工事事業者でも取り付けられます。(有料)

### 寒さは水道管の大敵です

気温がマイナス4℃以下になりますと、水道の水が凍ったり水道管が破裂したりします。

特に多いのは次の場所です。

- ・水道管がむき出しになっているところ
- ・水道管が北向きの日陰にあるところ
- ・風当たりの強い戸外にある水道管

上記に該当する場所は、早めに冬じたくをしましょう。



### ●水道管が凍って水が出ないときは

タオルや布をかぶせ、その上からゆっくりと「ぬるま湯」をかけてときます。

急に熱湯をかけると、水道管や蛇口が破裂することがありますので特に注意してください。

### ●水道管が破裂したときは

まず、止水栓をしめて水を止め、破裂した部分に布かテープをしっかり巻き付けて応急手当をしてください。

そして指定給水装置工事事業者または水道センターに修繕をお申し込みください。



## 給水申込納付金及び開発負担金の控除制度について

給水申込納付金及び開発負担金の控除制度は、千葉県企業局の給水区域内において、お客様所有の給水装置を廃止して再び給水装置を新設する場合、お客様が納付金及び負担金を二重に納付することのないようにする制度です。

1. 給水装置所有者変更届の提出  
水道の給水装置はお客様の財産です。家を売買した場合には、給水装置所有者変更届を提出しましょう。
2. 給水装置廃止証明書の発行  
お客様所有の給水装置を廃止しますと、給水装置廃止証明書を発行します。
3. 給水装置廃止証明書の提出  
①給水装置工事の申請時に「給水装置廃止証明書」を提出されますと、給水申込納付金及び開発負担金の全部又は一部を免除いたします。  
②申請時に「給水装置廃止証明書」の提出ができない場合は、給水申込納付金及び開発負担金を納付していただきますが、新規の給水装置工事竣工後 30 日以内に「給水装置廃止証明書」の交付を受けて提出していただくと、納入された給水申込納付金及び開発負担金の全部又は一部を還付いたします。

## 水道関係者を装った詐欺的行為にご注意ください！

千葉県企業局の名前をかたった、次のような詐欺まがいの行為が発生しております。ご注意ください。

- 不必要な水道管洗浄のビラを配り、代金を不正に請求する行為
- 水質検査を装って、わざと漏水を発生させ修理代金を請求する行為
- 料金の未納を理由に、領収証の提示を求めると水道料金を不正に請求する行為

企業局では、「浄水器の販売」や、「お客様からの依頼のない修理や工事、水質検査など」は行っておりません。その他不審に思われたら、身分証明書の提示を求めるとか県水お客様センター（2 ページ参照）にお問い合わせください。